



六  
イ  
発

価  
格  
競  
争

額  
面  
金  
額  
で  
二  
兆  
四  
千  
九  
百  
十  
二  
億

入  
札  
競  
争  
額

・  
第  
II  
加  
者  
特  
国  
競  
入  
札  
競  
争  
額

争  
入  
札  
競  
争  
額

非  
者  
特  
国  
競  
入  
札  
競  
争  
額

ハ  
ロ  
イ

各  
申  
込  
み  
の  
額  
を  
割  
り  
当  
て  
る  
。  
各  
申  
込  
み  
の  
額  
を  
割  
り  
当  
て  
る  
。  
各  
申  
込  
み  
の  
額  
を  
割  
り  
当  
て  
る  
。  
各  
申  
込  
み  
の  
額  
を  
割  
り  
当  
て  
る  
。

五  
方  
募

入  
札  
競  
争

各  
申  
込  
み  
の  
額  
を  
割  
り  
当  
て  
る  
。  
各  
申  
込  
み  
の  
額  
を  
割  
り  
当  
て  
る  
。  
各  
申  
込  
み  
の  
額  
を  
割  
り  
当  
て  
る  
。  
各  
申  
込  
み  
の  
額  
を  
割  
り  
当  
て  
る  
。

争  
入  
札  
競  
争

争  
入  
札  
競  
争  
額

市  
場  
特  
別  
加  
者  
第  
II  
非  
価  
格  
競

争  
入  
札  
競  
争  
額

参  
加  
者  
の  
行  
動

争  
入  
札  
競  
争  
額

て  
、  
財  
務  
大  
臣  
が  
各  
国  
債  
市  
場  
特  
別

争  
入  
札  
競  
争  
額

し  
た  
後  
に  
行  
わ  
れ  
る  
入  
札  
で  
あ  
つ

争  
入  
札  
競  
争  
額

び  
価  
格  
競  
争  
入  
札  
の  
募  
入  
の  
決  
定  
を

争  
入  
札  
競  
争  
額

一  
国  
債  
市  
場  
特  
別  
加  
者  
第  
I  
非

争  
入  
札  
競  
争  
額

を  
定  
め  
る  
も  
の  
に  
よ  
り  
行  
な  
す

争  
入  
札  
競  
争  
額

場  
特  
別  
加  
者  
の  
行  
動

争  
入  
札  
競  
争  
額

で  
あ  
つ  
て  
、  
財  
務  
大  
臣  
が  
各  
国  
債  
市  
場

争  
入  
札  
競  
争  
額

競  
争  
入  
札  
の  
募  
入  
の  
決  
定  
を

争  
入  
札  
競  
争  
額

七		二				八				ロ		入札発行
ロ	イ	行争	非者特	国債	行争	非者特	国債	札非	札非	札非	札非	入札発行
競争入札	価格競争	入札競争	価格第Ⅱ	別参加市場	入札競争	価格第Ⅰ	別参加市場	発行競争	発行競争	発行競争	発行競争	発行競争
二億八千八百	五千九百二十	二兆四千九百二十	でた条特	二利付五十三億	でた条特	二利付四十九億	でた条特	億九千九百五十	億九千九百五十	億九千九百五十	億九千九百五十	円
万	万	万	条第一項の規定する法律第四十	千円	条第一項の規定する法律第四十	千円	条第一項の規定する法律第四十	万	万	万	万	の
			六		六	六	六					規

										十	十			九	八																						
										ロ	イ	一									二					ハ											
										発					振		額																				
別	債	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	発	行	行	振	額	最	低	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	発	行	行
参	市	及	入	札	・	参	債	発	競	札	格	競	行	行	替	額	最	額	入	札	格	・	参	債	入	札	格	・	参	債	発	競	札	格	競	行	行
加	場	び	札	格	第	加	市	行	入	行	争	格	日	単	金	金	面	札	発	競	第	第	市	発	札	格	第	第	市	発	競	第	第	市	行	行	
者	特	国	発	競	I	加	場	、	入	行	争	格	日	位	金	金	面	札	発	競	II	第	第	市	発	札	格	第	第	市	発	競	第	第	市	行	
										額	そ	額	平	す	額	の	振	五											二								
										面	れ	面	成	る	の	記	替	万											千								
										金	ぞ	金	二	°	整	載	法	円											五								
										額	れ	額	十	数	又	の	規	百											百								
										百	の	百	四	倍	は	規	定	十											三								
										円	応	円	年	の	記	録	に	億											十								
										に	募	に	七	金	は	よ	る	八											億								
										つ	価	つ	月	額	は	よ	る	億											円								
										き	格	き	十	に	、	振	替	五																			
										百	円	百	七	よ	最	振	替	万																			
										円		円	日	る	低	額	口																				
											以	上		の	面	座																					
											の			と	金	簿																					

十三二

の 経 利 入 価 ・  
払 過 札 格 第  
込 利 発 競 II  
み 子 率 行 争 非

(一) 年〇・一パーセントは、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 2}{100 \times 365}$$

十四

初 期 利 子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式に、より算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額(ただし、三・一五を乗じた金額)をたし、前記(一)の算式に、非居住者又は外国法人である者が発行時において取得する者が非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額(を控除することができる)をたし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十四年七月十七日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額につき	平成二十六年七月十五日	平成二十六年七月十五日
					て、その日以、前六月間に属する
					を、支払う。前六月間に属する
					毎、年、一、月、十、五、日、及、び、七、月、十、五、日